| | |
|---|---|
| ＫＳ３－４－５ | Ｎ32°58′12″Ｅ131°51′51″の地点、Ｎ32°44′12″Ｅ132°30′51″の地点、Ｎ32°32′12″Ｅ132°05′51″の地点、Ｎ32°26′12″Ｅ131°46′51″の地点及びＮ32°58′12″Ｅ131°51′51″の地点を順次に結ぶ線によって囲まれる区域の直上空域で高度1,500m以下のもの（ＫＳ３－１に係るものを除く。） |
| ＫＳ３－４－10 | Ｎ32°58′12″Ｅ131°51′51″の地点、Ｎ32°44′12″Ｅ132°30′51″の地点、Ｎ32°32′12″Ｅ132°05′51″の地点、Ｎ32°26′12″Ｅ131°46′51″の地点及びＮ32°58′12″Ｅ131°51′51″の地点を順次に結ぶ線によって囲まれる区域の直上空域で高度1,500mを超え3,050m以下のもの |
| ＫＳ３－４－15 | Ｎ32°58′12″Ｅ131°51′51″の地点、Ｎ32°44′12″Ｅ132°30′51″の地点、Ｎ32°32′12″Ｅ132°05′51″の地点、Ｎ32°26′12″Ｅ131°46′51″の地点及びＮ32°58′12″Ｅ131°51′51″の地点を順次に結ぶ線によって囲まれる区域の直上空域で高度3,050mを超え4,550m以下のもの |

に、

| | |
|---|---|
| ＫＳ13 | Ｎ31°47′24″Ｅ129°47′12″の地点を中心とする半径30kmの円内の区域のうちＮ31°59′46″Ｅ129°34′52″の地点とＮ31°35′03″Ｅ129°34′54″の地点とを結ぶ直線の東側にあるものの直上空域で高度4,550m以下のもの |

を

| | |
|---|---|
| ＫＳ13－１ | Ｎ31°47′24″Ｅ129°47′12″の地点を中心とする半径30kmの円内の区域のうちＮ31°59′46″Ｅ129°34′52″の地点とＮ31°35′03″Ｅ129°34′54″の地点とを結ぶ直線の東側にあるものの直上空域で高度1,500m以下のもの |
| ＫＳ13－２ | Ｎ31°47′24″Ｅ129°47′12″の地点を中心とする半径30kmの円内の区域のうちＮ31°59′46″Ｅ129°34′52″の地点とＮ31°35′03″Ｅ129°34′54″の地点とを結ぶ直線の東側にあるものの直上空域で高度1,500mを超え3,050m以下のもの |
| ＫＳ13－３ | Ｎ31°47′24″Ｅ129°47′12″の地点を中心とする半径30kmの円内の区域のうちＮ31°59′46″Ｅ129°34′52″の地点とＮ31°35′03″Ｅ129°34′54″の地点とを結ぶ直線の東側にあるものの直上空域で高度3,050mを超え4,550m以下のもの |

に

改める。

**附　則**

この告示は、平成二十三年七月二十八日から施行する。

**○国土交通省告示第七百十号**

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年六月三十日から三十日間国土交通省中国地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十三年六月三十日　　国土交通大臣　大畠　章宏

| 路線名 | 供用区間 | 供用開始の期日 |
|---|---|---|
| 中国横断自動車道岡山米子線 | 鳥取県西伯郡伯耆町久古一三九七番地一から同県西伯郡伯耆町岸本七八六番地まで | 平成二十三年六月三十日十五時 |

**○国土交通省告示第七百十一号**

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第十七条の十の規定により登録講習業務の全部を休止する届出があったので、同法第十七条の十八第三号の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十三年六月三十日　　国土交通大臣　大畠　章宏

一　業務の全部を休止した登録講習機関の名称　株式会社週刊住宅新聞社

二　業務の全部を休止した者の登録番号　（二）第〇十四号

三　業務の全部を休止した者の住所　東京都新宿区高田馬場一丁目二十八番十号

四　全部を休止した業務の範囲　登録講習及びこれに付随する全ての事務

五　業務の全部を休止した年月日及びその期間　平成二十三年六月七日から平成二十四年一月十八日まで

**○国土交通省告示第七百十二号**

花巻空港の飛行場灯火について告示した事項に変更があったので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年六月三十日　　国土交通大臣　大畠　章宏

一　設置者の氏名及び住所　岩手県　岩手県盛岡市内丸十番一号

二　航空灯火の種類及び名称　飛行場灯火　花巻空港照明施設

三　航空灯火の位置及び所在地　花巻空港内　岩手県花巻市

四　変更した事項（変更前の事項については、昭和五十八年運輸省告示第二十四号、平成七年運輸省告示第百四十四号及び平成十六年国土交通省告示第千四百五十号を参照。）

イ　四　灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項の表誘導路灯の項灯質の欄中「白熱電灯」を「発光ダイオード」に、同項光度の欄中「七カンデラ」を「五カンデラ」に変更した。

ロ　四　灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項の表誘導路中心線灯の項灯質の欄中「白熱電灯」を「発光ダイオード」に、同項光度の欄中「航空緑最大六十カンデラ、航空黄最大六十カンデラ」を「航空緑最大五十カンデラ、航空黄最大五十カンデラ」に変更した。

ハ　四　灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項の表誘導路中心線灯の項の次に次のとおり追加した。

| | | |
|---|---|---|
| 滑走路警戒灯 | 白熱電灯、航空黄の明滅光、毎分四十八明滅 | 実効光度千カンデラ | 誘導路の一時停止すべき位置で誘導路中心線に直交する直線上誘導路の両外側 |

ニ　四　灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項の表転回灯の項を削除した。

ホ　七　航空灯火の利用上の特記事項(1)中「、過走帯灯」を「、過走帯灯、滑走路警戒灯」に変更した。

五　変更した事項に係る飛行場灯火の供用開始期日　平成二十三年七月二十八日

**○国土交通省告示第七百十三号**

花巻空港の施設について告示した事項に変更があったので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年六月三十日　　国土交通大臣　大畠　章宏

一　設置者の氏名及び住所　岩手県　岩手県盛岡市内丸十番一号

二　空港の名称及び位置　花巻空港　岩手県花巻市

三　変更した事項（変更前の事項については、平成二十一年国土交通省告示第二百六十六号を参照。）

誘導路

イ　延長　二千九百十メートル

ロ　幅　二十三メートル、二十八・五メートル、三十メートル及び三十四メートル

四　変更した事項に係る施設の供用開始期日　平成二十三年七月二十八日

**○国土交通省告示第七百十四号**

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第四十六条の規定に基づき、航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示（昭和五十二年運輸省告示第六百七号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年六月三十日　　国土交通大臣　大畠　章宏

第一項の表大島ＮＤＢの項、同表八丈島ＮＤＢの項、同表粟国ＮＤＢの項及び同表久米島ＮＤＢの項を削る。

第二項の表秋田ＶＯＲの項を削り、同表雄和ＶＯＲの項中「７時から21時30分まで」を「24時間」に改め、同表浜松ＶＯＲの項及び同表高松ＶＯＲの項を削り、同表友ＶＯＲの項中「上欄に同じ」を「国土交通大臣東京都千代田区」に改める。